

執筆者:

E-mail✉ [稲垣 弘則](#)E-mail✉ [Dominik Kruse](#)E-mail✉ [田村 海人](#)E-mail✉ [堤 直久](#)E-mail✉ [田中 大二朗](#)

I. Web3・メタバース関連法規制の海外動向(2)

1. はじめに

前回のニュースレター(2023 年 1 月 26 日発行)¹では、米国における Web3・メタバース関連の法規制動向について、日本・諸外国の法制度に影響を与え得るものとしてご紹介しました。特に、暗号資産関係の法規制等を整備中のドバイ等のアジア・中東諸国に参入する日本企業が増加傾向にある中、アジア・中東諸国では、米国と欧州主要国の法規制動向を参考に法整備が行われるとも言われておりますので、欧州主要国の法規制動向を把握しておくことは有益と考えられます。

特に、英国については、2022 年 3 月に米国のバイデン大統領が発令した「デジタル資産の責任ある発展を保証するための大統領令」に呼応するような形で、同年 4 月に英国財務省が暗号資産分野の成長に向けた取組みを公表し、ステーブルコインを新しい決済手段とするための規制整備を行うこと等を述べており²、動向が注目されていました。また、ドイツは、同年第 3 四半期における世界暗号資産ランキング(Q3 2022 Global Crypto Ranking³)において、国家的に暗号資産政策に積極的に取り組んでいることが評価され、首位となっています。今後も、ドイツは Web3 関連政策について積極的に取り組むことが予想されるため、ドイツの法規制動向には注目する必要があります。加えて、フランスについても、2022 年 4 月にマクロン大統領が、インタビューにおいて、Web3 についてフランスや欧州がリーダーシップをとる必要性について言及しており⁴、今後の動向が注目されていました。これらの動向は世界的にも注目されていますので、まずは、英国、ドイツ、フランスといった主要国における現状の Web3・メタバース関連の法規制動向をタイムリーに把握しておくことが有益と考えられます⁵。

そこで本稿では、Web3・メタバース関連法規制の海外動向の第二弾として、英国、ドイツ、フランスの法規制動向をご紹介します。なお、次回のニュースレターでは、シンガポール、ドバイ等の法制度動向についてご紹介する予定です。

¹ 西村あさひ法律事務所「Web3・メタバース関連法規制の海外動向(2)」(2023 年 1 月 26 日)

https://www.nishimura.com/ja/newsletters/web3-metaverse_230126.html

² GOV.UK - Government sets out plan to make UK a global cryptoasset technology hub (April 4 2022)

<https://www.gov.uk/government/news/government-sets-out-plan-to-make-uk-a-global-cryptoasset-technology-hub>

³ 暗号資産分析会社の Coicub 社が、世界各国の最新の法律、規制状況、中央銀行、金融セクターの制度的なスタンス等の定性的な情報を考慮し、暗号資産ランキングを定めて公表しています(<https://coincub.com/ranking/q3-2022-global-crypto-ranking/>)。

⁴ The Big Whale - "French innovation, audacity and genius have made our greatness and our success" (April 21 2022)

<https://www.thebigwhale.io/article/macron-french-innovation-audacity-and-genius-have-made-our-greatness-and-our-success>

⁵ 欧州議会では、EU における包括的な暗号資産規制法案である「MiCA(Market in Crypto Assets)」の立法に向けた審議が進んでおり、2023 年 4 月に最終投票が予定されているとのことです(当初は 2022 年 11 月に最終投票予定だったものの、延期が決定されていました)。MiCA では、ステーブルコインやその他デジタル資産取引の規制に重点が置かれておりますが、EU レベルにおける調査された暗号資産の標準的な規制を設定することが目指されており、また、消費者保護を徹底を求める内容とも言われているところであり、米国等への規制に影響を与え得るものとしてその内容と動向に大きな注目が集まっています。

2. 英国

(1) 暗号資産

英国では、現在、暗号資産に特化した金融規制は存在せず、暗号資産関連企業は、金融規制法上のライセンスを取得する必要はありません。もっとも、同国の AML/CFT(テロ資金供与対策)規制(テロリスト資金調達及び資金移動規則 2017(Money Laundering, Terrorist Financing and Transfer of Funds Regulations 2017(MLRs))は、暗号資産を規制対象としており、規制当局である金融行動監視機構(FCA)は、AML/CFT の監督機関として、英国国内において営業を希望する暗号資産取引所やカストディ企業に対し、当局への登録を義務づけています。この登録は 1 年以上かかることもある負担の大きいものであり、現状、申請した多くの企業が却下されています。MLRs において、暗号資産は、「価値又は契約上の権利を暗号化して保護したデジタルな表章であり、分散型台帳技術の一種を使用し、電子的に転送、保存、又は取引することができるもの」と広く定義されています。

英国の税制上、暗号資産は無形資産(intangible assets)として取り扱われていますが、①保有可能であること、②認識可能な価値があることの 2 つの要件を満たす場合には、キャピタルゲイン税の課税対象資産(chargeable asset)となります⁶。

英国は、金融サービス・市場法(The Financial Services and Markets Act 2000 (FSMA))により、銀行、保険、証券等の金融に関する業態を横断的に規制しているところ、2022 年 10 月 27 日、同法について、投資活動への勧誘や誘導を規制する金融プロモーション制度の対象を全ての暗号資産に拡張することを内容とする修正案が提出されました⁷。同修正案は、暗号資産を「価値又は契約上の権利を暗号化して保護したデジタルな表章であり、(a)電子的に移転、保管又は取引することができ、かつ(b)データの記録又は保存をサポートする技術(分散型台帳技術を含む。)を使用するもの」と定義するとともに、財務省が、規則により、当該定義を修正することができるかと定めています(NFT は規制対象外)。同修正案の草案では、ステーブルコインのみが規制対象となっていました。欧州議会において MiCA(脚注 5 参照)の審議が進められており暗号資産市場の規制強化の流れにある EU と足並みを揃えるような形で、2022 年 10 月 27 日に提出された修正案によって全ての暗号資産に規制対象が拡大されたこととなります。時期は未定であるものの、ほぼ間違いなく法制化されると見込まれます。

その他、英国では今後、決済手段として利用する暗号資産を決済規制の範囲に含めるための法案が提出される予定であり、税制についても、競争力強化の方法として、DeFi ローンやステーキングの税務上の取扱いの見直しや、投資顧問免税の適用範囲の拡大などが検討されています⁹。

なお、英国の財政を担当する大蔵省である HM Treasury は、証券のトークン化を促進することを含め、金融市場インフラにおけるブロックチェーン技術の利用を支持する姿勢をとっています。BOE(イングランド銀行)と FCA は、企業が金融市場インフラサービスを提供するに際して、ブロックチェーン技術を用いて実験・イノベーションできるように、共同で、規制上の金融市場インフラサンドボックスの創設を進めています(2023 年中には実施予定。なお、サンドボックスとは、企業が消費者のリスクを最小限に抑えながら新しいプロジェクトを実施できる安全なテスト環境です。)¹⁰。

(2) NFT

英国では、現時点で、NFT に特化した法規制は存在せず、暗号資産の一種として認識されています。

FCA が 2019 年に公表したガイダンスでは、暗号資産を電子マネー・トークン、セキュリティ・トークン、規制対象外トークンの 3

⁶ GOV.UK - CRYPTO22050 - Cryptoassets for individuals: Capital Gains Tax: what is an asset (March 30 2021) <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/cryptoassets-manual/crypto22050>

⁷ House of Commons - Financial Services and Markets Bill (October 27 2022) https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-03/0146/amend/finserv_day_pbc_1027.pdf

⁸ 新しい経済「英国政府、全ての暗号資産を規制する権限保有へ」(2022 年 10 月 28 日) <https://www.neweconomy.jp/posts/269605>

⁹ デジタル庁 Web3.0 研究会(第 1 回)「事務局説明資料」9 頁(2022 年 10 月 25 日) https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/31304f21-d56a-4d15-b63e-3b9ef1b96e38/b219408f/20221005_meeting_web3_outline_03.pdf

¹⁰ Baker Mckenzie - United Kingdom: Treasury confirms stablecoin regulatory regime and sets out ambitions to be global crypto hub (June 13 2022) https://insightplus.bakermckenzie.com/bm/banking-finance_1/united-kingdom-treasury-confirms-stablecoin-regulatory-regime-and-sets-out-ambitions-to-be-global-crypto-hub

種類に分類しているところ、ほとんどの NFT は規制対象外トークンに分類されると考えられます¹¹。

しかしながら、NFT が電子マネー・トークンやセキュリティ・トークンに類似した特性を示す場合には規制対象となる可能性もありますので、NFT の分類に当たっては、個々の NFT の性質を分析する必要があります。また、MLRsは、上述の通り暗号資産を広く定義しているため、NFT を扱っている暗号資産取引所やカストディ企業についても、NFT を他の暗号資産(例えばイーサ)と交換するサービスを提供している場合には、同法に基づく FCA への登録が必要となる可能性がありますので、留意が必要です¹²。

税制においても、一般的には他の暗号資産に準じて取り扱われます(売却の際にはキャピタルゲイン課税の対象になるなど)が、個々の NFT の性質によっては、異なる取扱がなされる可能性もあります¹³。

英国において最も注目されている NFT に関連する法的な論点は、NFT の譲渡に伴う知的財産権の移転です。英国では、NFT の取引により購入者はトークン自体を保有する権利を得ることができますが、明示的な別段の合意がない限り、それによって関連する資産の知的財産権を取得しないと整理されており、購入対象のトークンに関連する権利やセキュリティについては、購入前に慎重に調査する必要があるとされています¹⁴。

なお、2022 年 4 月 4 日、スナク財務大臣(当時)は、英国の王立造幣局に対し、独自の NFT を今夏までに作成するよう要請しましたが、未だ実現されていません。また、デジタル・文化・メディア・スポーツ委員会(DCMS)は、NFT 市場がもたらすリスクと規制強化の必要性の有無を検討する予定とされており、今後の動向が注目されています¹⁵。

(3) DAO

英国において、現在、DAO に特化した法規制は存在しません。もっとも、英国政府は、法制委員会(The Law Commission)に対し、DAO に関する調査書を作成するように依頼し、欧州委員会はこれを受けて、2022 年 11 月 16 日、英国法における DAO 運用方法等についての証拠募集(a public call for evidence)を公表しています。同募集の回答期限は 2023 年 1 月 25 日であり、年内にはさらなる発表が期待されます¹⁶。

(4) メタバース

英国において、現在、メタバースに特化した法規制は存在せず、何らかの立法がなされる予定もありません。現行法下においてメタバースに適用される規制としては、DCMS が提出し、現在国会を通過中のオンライン安全法案があります。同法案は、オンライン上の特定のコンテンツを規制するものですが、法案担当者によれば、メタバースのプロバイダーにも適用されるとのことです。同法案がいつ可決・施行されるかはまだ明らかではありません¹⁷。

¹¹ Anndy Lian - Navigating the Legal Territory of NFT: What to Look Out For? (November 5 2022) <https://www.financemagnates.com/cryptocurrency/navigating-the-legal-territory-of-nft-what-to-look-out-for/>

¹² Skadden - Regulatory Approaches to Nonfungible Tokens in the EU and UK (June 15 2021) <https://www.skadden.com/insights/publications/2021/06/regulatory-approaches-to-nonfungible-tokens>

¹³ Simmons & Simmons - How the UK taxes cryptocurrency and NFTs - What is the tax treatment for individuals of the creation of NFTs? <https://www.simmons-simmons.com/en/features/tax-on-cryptocurrency/clb0yeqqd006otqc02yz7sx28/how-the-uk-taxes-cryptocurrency-and-nfts>

¹⁴ Thomson Reuters - NFTS: THE ESSENTIALS (October 11 2022) <https://my.slaughterandmay.com/insights/briefings/nfts-the-essentials#:~:text=What%20is%20an%20NFT%3F,commonly%2C%20a%20digital%20asset.>

¹⁵ Financial News - UK still working on government-backed NFT, officials say (October 25 2022) <https://www.fnlonon.com/articles/nft-royal-mint-uk-treasury-rishi-sunak-20221025>

¹⁶ Law Commission - Decentralised Autonomous Organisations (DAOs) <https://www.lawcom.gov.uk/project/decentralised-autonomous-organisations-daos/>

¹⁷ James Field - No self-regulation for metaverses in UK (November 1 2022) <https://coingeek.com/no-self-regulation-for-metaverses-in-uk/>

3. ドイツ

(1) 暗号資産

ドイツにおいては、現在、暗号資産に特化した法規制は存在せず、暗号資産は、銀行法(Gesetz über das Kreditwesen (KWG))、投資会社法(Gesetz zur Beaufsichtigung von Wertpapierinstituten(WpIG))及び電子証券法(Gesetz über elektronische Wertpapiere (eWpG))等といった既存の規制枠組に基づき規制されています。なお、ドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))は、暗号資産(暗号証券)について、EUにおいて、インサイダー取引等に係る規則等も含む金融商品の定義にも該当し得る旨の見解を示しています¹⁸。

まず、暗号資産の定義に関し、KWGは、暗号資産(Kryptowerte)を、「中央銀行又は公的機関によって発行又は保証されておらず、通貨又は貨幣の法的地位を有していないものの、契約又は慣習によって交換又は支払の手段として、又は投資目的のために自然人又は法人によって受け入れられ、電子的に送信、保存及び取引可能な価値のデジタルな表章」と定義しています¹⁹。

そして、暗号資産はKWG及びWpIG等における金融商品に該当することから、暗号資産に関する投資助言や取引の取次・媒介等をする場合、これらに基づくライセンスの取得が必要となります。また、暗号資産カストディサービスについても、KWG上の金融サービスに該当するため、KWGに基づくライセンスの取得が必要となります²⁰。eWpGでは、暗号証券(crypt securities)として機能する暗号資産に関して、電子証券登録(crypt securities register)という制度を定めています。

加えて、KWGに基づくライセンス保有者は、資金洗浄法(Gesetz über das Aufspüren von Gewinnen aus schweren Straftaten(GwG))に基づく規制の対象となるため、暗号資産関連のサービスについて、GwGに基づき、リスク分析やリスク管理システムの確立、疑わしい取引の当局への報告といった義務が課されます²¹。

暗号資産に関する税務上の取扱について、Bundesministerium der Finanzen (BDF)は、2022年5月10日、所得税について、キャピタルゲインに関する一般的な規則が適用される旨を公表しています²²。なお、法人が保有する暗号資産の期末時価評価における取扱については、制度がないものと考えられます²³。

(2) NFT

ドイツでは、現在、NFTに特化した法規制は存在せず、例えば前記(1)記載のような暗号資産に適用される既存の規制がどこまで適用されるかについて、議論のあるところです。NFTの非代替性、活用分野や技術上の多様性といった性質に鑑みると、前記(1)記載のKWGの定める暗号資産の定義に該当するかどうかは、現状ケースバイケースで判断されると考えられます。

また、ドイツにおいても創作的な表現としての画像・動画等がNFT化されて取引が行われている場合が多いことから、しばしば著作権その他の関連する法規制の適用を受ける可能性があります。例えば、著作権で保護されたデジタル作品に関するNFTも同様に著作権として保護される場合には、デジタル作品の著作者が原始的にNFTに係る権利をも保有するものとも考えられます。また、企業及び消費者の双方が、NFTの作成・発行に関与する場合には、通信販売(distance selling)に関する規則なども適用される可能性があり、例えば、ドイツ民法(Bürgerliches Gesetzbuch (BGB))で定められている情報提供義務等も考慮する

¹⁸ Guidance notice – guidelines concerning the statutory definition of crypto custody business (section 1 (1a) sentence 2 no. 6 of the German Banking Act (March 2 2020) https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Merkblatt/mb_200302_kryptoverwahrgeschaefte_en.html

¹⁹ デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社「日本におけるデジタル資産・分散台帳技術の活用、事業環境整備に係る調査研究最終報告書」(2022年12月)42-43頁 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/039558e7/20221228_meeting_web3_report_00.pdf

²⁰ 同43頁。

²¹ 同43-44頁。

²² BDF - Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung von virtuellen Währungen und von sonstigen Token (May 10 2022) https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Steuerarten/Einkommenssteuer/2022-05-09-einzelfragen-zur-ertragsteuerrechtlichen-behandlung-von-virtuellen-waehrungen-und-von-sonstigen-token.html

²³ 前掲注20・33頁。

必要があります。

NFT に関する税務上の取扱については、一般的なルール(例えば、NFT 作成により得られた収入は所得税の対象となり、NFT を販売する際には VAT の対象となり得ます。)が適用されると思われますが、適用除外となる場合もあり得るため、個々の事案に応じて税務・会計の専門家に意見を求めることも考えられます²⁴。

(3) DAO

ドイツでは、現在、DAO に特化した法規制は存在せず、また、DAO は独立した法人形態とは認識されていません。原則としてはドイツ民法上のパートナーシップ、商業活動を行う場合にはジェネラル・パートナーシップとして取り扱われ得ると考えられます。

(4) メタバース

ドイツでは、現在、メタバースに特化した法規制は存在せず、何らかの立法がなされる予定もありません。メタバースに関しては、そもそも準拠法の判断基準が明らかではなく、例えば、メタバースを活用する個人が所在する場所の法律が適用されるという考え方や、メタバースにおいて商品を販売する法人が所在する場所の法律が適用されるという考え方等があり得ますが、ドイツでもこの点に関する議論は進んでいないようです。一方、先進国において一般的に保護されている権利(例えば、知的財産権、プライバシー、データ保護に係る権利)は、メタバース上でも保護されるものと理解されています。また、例えば、ブロックチェーン技術に基づく資産が開発・販売される方法次第では、投資契約(investment contracts)に該当するものとして規制を受ける可能性があると考えられています²⁵。

4. フランス

(1) 暗号資産

フランスでは、暗号資産・暗号通貨を含む「デジタル資産」(digital assets)が、「企業の成長とビジネス変革のための行動計画」(le Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises (PACTE 法))及び金融法(Code monétaire et financier (MFC))によって規制されています²⁶。PACTE 法は、2019 年 5 月に施行された法律で、MFC が定義するデジタル資産のみに適用されます。「デジタル資産」とは、「中央銀行又は公的機関が発行又は保証しておらず、必ずしも法的に確立された通貨に付随しておらず、通貨又は貨幣としての法的地位を有していないものの、交換手段として自然人又は法人に受け入れられ、電子的に移転、保存、取引できる価値のデジタルな表章」を意味します²⁷。PACTE 法は、上記定義を前提に、デジタル資産提供事業者の登録・ライセンス制度を設けており、デジタル資産の取引プラットフォームを運営する場合や法定通貨とデジタル資産の売買等について、金融市場庁(AMF)への登録が必要としています。ただし、登録した事業者であっても、顧客及び受益者の身元確認や、疑わしい取引の報告に係る義務等の AML 上の規制以外、特有の規制に服するものではありません²⁸。

デジタル資産に関する税制上の取扱について、個人との関係では、デジタル資産の一部又は全部について、(1)法定通貨、又は(2)商品若しくはサービスと交換された(redeemed)場合のみ、キャピタルゲインとして課税対象となり得ます。法人税の課税

²⁴ DLA Piper - NFT projects in Germany – legal issues (September 13 2022) <https://mse.dlapiper.com/post/102hwu2/nft-projects-in-germany-legal-issues>

²⁵ DLA Piper - Exploring the metaverse: What laws will apply? (February 22 2022) <https://www.dlapiper.com/en-us/insights/publications/2022/02/exploring-the-metaverse>

²⁶ 欧州議会で審議中の MiCA 案では、暗号資産の保有者及び暗号資産サービスプロバイダーによる顧客の保護を確保しつつ、暗号資産市場の適切な機能を確保するための規制案が提示されています。但し、現時点では、デジタルアートや収集品など、唯一無二性があり他の暗号資産と非可換な暗号資産については、規制すべきではないとされています。この点につき、デジタル庁「Web3.0 研究会報告書」(2022 年 12 月)50 頁。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/a53d5e03/20221227_meeting_web3_report_00.pdf

²⁷ 前掲注 20・42-43 頁。

²⁸ 同 43 頁。

対象となる法人との関係においては、デジタル資産から生じるキャピタルゲインは、経常利益(ordinary profits)と考えられています。

(2) NFT

フランスでは、現在、NFT に特化した法規制は存在しないものの、一方で、特に既存の法規制から除外されているわけでもありません。そのため、フランス法の下で NFT に関する事業を行うためには、当該 NFT が、トークン等として規制対象になるかどうかについて、個々の特性に基づき、ケースバイケースで分析する必要があると考えられます。特に、その分析においては、当該 NFT が、いかなる企業により、どのような環境下で NFT が流通すると想定されるか等の事情が考慮され得ると考えられます。近時、フランス発祥の NFT とファンタジースポーツ²⁹を組み合わせた新しいサービスが展開され始めているようですが、NFT に係る事業内容によっては、フランス法特有のゲームや賭博に関する規制が及ぶ可能性もあることから、特に消費者の射幸心を煽る NFT ゲーム等のサービス展開を検討するに当たっては、賭博や広告規制に留意が必要という指摘があります。さらに、フランスにおいても他国と同様に著作権等の知的財産権に関連する議論が活発に行われているようで、芸術作品や保護されたデジタル作品のリンクを含む NFT の作成者の知的財産権を明確化する必要がある等の議論があります³⁰。

(3) DAO 及びメタバース

フランスでは、現在、DAO 及びメタバースに特化した法規制は存在せず、何らかの立法がなされる予定もありません。現在、DAO 及びメタバースに関する法的課題に対しては、既存の民法、金融法等に基づいて対処されるべきか否かといった議論がなされているようです。

本稿の執筆に当たっては、イギリスについては Slaughter and May 法律事務所(<https://www.slaughterandmay.com/>)、フランスについては Gide Loyrette Nouel 法律事務所(<https://www.gide.com/>)から情報提供を受けています。

²⁹ ファンタジースポーツとは、実在のスポーツ選手を一定の条件下で選定して仮想チームを編成し、当該仮想チームに所属する選手が実際の試合で残した成績を基に付与されるポイントを競うシミュレーションゲームをいいます。

³⁰ The European Network - NFT cross-border perspectives on unprecedented regulatory challenges (February 2022) https://www.gide.com/sites/default/files/nft_-_european_network_3.pdf

関連セミナーのご案内



Web3・メタバース関連政策の最前線

- 経済産業省 Web3.0 政策推進室、自民党デジタル社会推進本部 web3PT
の動向等を踏まえて -

(オンライン配信)

開催日: 2023年2月17日(金) 14:00~15:30

主催: 西村あさひ法律事務所

[詳細・お申込みはこちら](#)

近年、ブロックチェーン技術を基盤とした分散的・非中央集権的なデジタル世界を実現する Web3 の波が押し寄せており、NFT や暗号資産等を活用した新しいデジタル経済圏を構築する動きが世界中で加速しています。また、メタバースも、Web3 が目指すデジタル世界を実現する一つの場となりうるとして、注目を集めるに至っています。一方で 2022 年に入ってからドルベースのアルゴリズム型ステーブルコインの破綻、大手暗号資産取引所の破綻等によって、直近では大きな転換期を迎えるに至っています。

そのような中、我が国においても、Web3・メタバースに対する関心が急速に高まりを見せるとともに、これらに対する政策検討が進められています。その中で、2022 年末、経済産業省 Web3.0 政策推進室より「Web3.0 事業環境整備の考え方」が、また、自由民主党デジタル社会推進本部 web3PT より「web3 政策に関する中間提言」が、それぞれ公表されるに至りました。

本セミナーでは、経済産業省産業資金課長・Web3.0 政策推進室長である浅野大介氏に基調講演をいただくとともに、近時の政策動向を踏まえた重要論点について当事務所の弁護士が解説を加えます。

プログラム:

1. 【基調講演】Web3 事業環境整備の考え方
経済産業省 産業資金課長・Web3.0 政策推進室長 浅野大介
2. 「Web3 政策に関する中間提言」(自民党デジタル社会推進本部 web3PT)に見る問題意識
～NFT ビジネスの賭博該当性、スポーツ×Web3・メタバースを中心に～ 平尾覚、稲垣弘則
3. 諸外国における Web3・メタバース関連法規制の動向 堤直久
4. 暗号資産関連規制の最新動向 下田顕寛
5. メタバース×クリエイター・エコノミ及び法改正動向 福岡真之介

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 